

【中央政策情報第12号】

平成21年3月15日

●「短期入所サービス事業」は、こう変わる！！

(平成21年3月12日 障害保健福祉関係主管課長会議配布資料から抜粋)

(I) 短期入所サービスは、今年の4月から「基本部分」が三つの区分となる。

①福祉型短期入所サービス ②医療型短期入所サービス ③医療型特定短期入所サービス

加算の内容については、拙稿の「現行報酬体系と改正後報酬体系案比較一覧表」(平成21年2月20日)12頁を参照のこと。

(II) 医療型短期入所サービス費基本部分の説明

(1) 医療型短期入所サービス費

- ①医療型短期入所サービス費 (I) 2600単位
- 医療型短期入所サービス費 (II) 2400単位
- 医療型短期入所サービス費 (III) 1400単位

- ②医療型特定短期入所サービス費 (I) 2480単位
- 医療型特定短期入所サービス費 (II) 2270単位
- 医療型特定短期入所サービス費 (III) 1300単位

(III) 医療型短期入所サービス費を算定できる施設基準

(1) 医療型短期入所サービス費 (I) と医療型特定短期入所サービス費 (I) を算定する施設基準

(ア) 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること

(イ) 手厚い人員を配置していること

注) 手厚い人員配置とは、看護職員を利用者に対し、7対1以上配置し、

かつ、看護職員のうち7割以上が看護師であること。

注) 医療法第1条の5第1項

「この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。(後略)」

(2) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ) (Ⅲ) と医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) (Ⅲ) を算定する施設基準

(ア) 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入所させるための施設を有するもの又は介護保険法の規定による介護老人保健施設であること。

注) 医療法第1条の5第2項

「この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。」

注) 介護保険法第8条第25項⇒⇒介護老人保健施設の定義

「この法律において、「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。(後略)」

(3) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) ～ (Ⅲ)

医療型特定短期入所サービス費は、医療機関等によって提供される 宿泊を伴わない短期入所サービスの提供に対して、報酬上の評価を行うものである。つまり、**宿泊を伴わない医療型の短期入所は**、医療機関と介護老人保健施設でも可能となったということである。

(4) 施行期日は平成21年4月1日である。

●障害者自立支援法改正法案の動向

厚生労働省は3月上旬に改正法案を国会に提出したいとしていたが、現在、与党との調整中で、3月12日の全国課長会議においても、改正案の具体的な内容や提出時期については言及していない。

●障害者権利条約批准の動向

3月6日の閣議決定により、国会提出予定であったが、この日の閣議にかけられていない。外務省人権人道課によると、国会提出のタイミングについては、引き続き調整中とのことである。

●障害者虐待防止法制定の動向

この動向については、「中央政策情報第11号」に述べたとおりである。